

雑報

収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第七項の規定により、収去した飼料等の試験結果の概要を次のとおり公表する。

令和七年十二月九日

埼玉県病害虫防除所長 原 弘信

1. 安全性に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	取去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造(輸入)年月	試験項目	違反の内容
エナーゼ産業株式会社 埼玉県秩父郡長瀬町	エナーゼ株式会社	混合飼料	ビターゼ	7.5	重金属－鉛、カドミウム、ひ素	
サイキ食品株式会社 ふじみ野工場 埼玉県ふじみ野市	サイキ食品株式会社 ふじみ野工場	単体飼料	粉碎もやし	7.6	重金属－鉛、カドミウム	
三幾飼料工業株式会社 草加工場 埼玉県草加市	三幾飼料工業株式会社 草加工場	単体飼料	60%フィッシュミール	7.6	重金属－鉛、カドミウム、ひ素	

(注) 1. 飼料又は飼料添加物の名称の欄中の「規」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

2. 栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	取去場所	飼料の名称	製造(輸入)年月	試験結果の概要	違反の内容
エナーゼ産業株式会社 埼玉県秩父郡長瀬町	エナーゼ株式会社	ビターゼ	7.5	栄養成分－粗蛋白、粗脂肪、カルシウム、りん、粗繊維、粗灰分	
サイキ食品株式会社 ふじみ野工場 埼玉県ふじみ野市	サイキ食品株式会社 ふじみ野工場	粉碎もやし	7.6	栄養成分－粗蛋白、粗脂肪、カルシウム、りん、粗繊維、粗灰分	
三幾飼料工業株式会社 草加工場 埼玉県草加市	三幾飼料工業株式会社 草加工場	60%フィッシュミール	7.6	栄養成分－粗蛋白、粗脂肪、カルシウム、りん、粗繊維、粗灰分	

(注) 1. 飼料の名称の欄中の「規」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。